

(ポイント)

- ネパール政府は、9日、アライバルビザの発給を停止した国からネパールへ入国する際に提出する健康証明書の有効期限をネパールに入国する最大7日前までとすることを決定しました。
- また、既に発表しているアライバルビザの発給停止の5カ国の国籍者(日本、中国、韓国、イラン、イタリア)の他にフランス、ドイツ、スペインの3カ国を追加すると発表しました。
- これからネパールに入国される方につきましては、各自7日前までに作成された健康証明書を取得の上、当地へ来訪していただけますようお願いいたします。

### 在ネパール大使館の注意喚起(安全情報20-8)

#### ネパール入国の際の健康証明書(Health Certificate)の有効期限について

- 1 ネパール政府は、9日、アライバルビザの発給を停止した国からネパールへ入国する際に提出する健康証明書の有効期限をネパールに入国する最大7日前までとすることを決定しました。
- 2 同時に、アライバルビザの発給を停止している5カ国の国籍者(日本、中国、韓国、イラン、イタリア)の他にフランス、ドイツ、スペインの3カ国を追加すると発表しました。
- 3 また、ネパール政府は上記8カ国の国籍者に対して、ネパールへの陸路での入国及び出国を一時的に停止することを発表しました。
- 4 つきましては、ネパールに渡航する際には、最大7日前に作成された健康証明書を持参するとともに、新型コロナウイルスに関する外務省海外安全ホームページ等をチェックするなど、最新情報の収集に努めるとともに、インフルエンザが流行する季節でもあり、空港や人混みの多い施設を利用される際はマスクの着用や手指等のアルコール消毒をお奨めします。さらに、外出後は必ずうがい・手洗いを励行するなど予防に努めてください。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○ネパール保健・人口省(Health Emergency Operation Center)

[https://heoc.mohp.gov.np/update-on-novel-corona-virus-2019\\_ncov/](https://heoc.mohp.gov.np/update-on-novel-corona-virus-2019_ncov/)

○ネパール入国管理局

<http://www.nepalimmigration.gov.np/>

○在ネパール日本国大使館

[https://www.np.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.np.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

5 この病気に関する詳細については、

○厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○世界保健機構（WHO）ホームページ

<https://www.who.int/>

をご参照ください。

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡ください。

※ このメールの配信を希望されない方は、大使館までご連絡ください。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。

（了）